大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者

別添１

△△・××共同体協定書

（目的）

第１条　当該共同企業体は、次の協力を共同連帯して行うことを目的とする。

一　大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者（当該協力内容の変更に伴う協力を含む。以下、「本協力」という。）

二　前号に付帯する協力

（名称）

第２条　当該共同企業体は、大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者△△・××共同体（以下、「当共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同企業体は、令和２年〇月〇日に成立し、本協力において独立行政法人都市再生機構（以下、「都市機構」という。）と締結する「（仮称）大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業に係る事業検討の協力等に関する協定書」（以下、「協力協定」という。）における協定期間終了後、速やかに解散することとする。

２　本協力における協定を締結できなかったときは、当共同企業体は、前項の規定に関わらず、本協力に係る協定が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地　　　〇〇株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地　　　〇〇株式会社

（代表者の名称）

第６条　当共同企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は、本協力の履行に関し、当共同企業体を代表して、協力協定を締結する都市機構と折衝する権限並びに自己の名義をもって協力における協力金の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有する者とする。

２　構成員は、協力の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、都市機構と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。

　　なお、当共同企業体の解散後、共同企業体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上破産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し都市機構と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担）

第８条　各構成員の本協力の分担は、次のとおりとする。

　ただし、分担協力の一部につき都市機構と協定内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇協力　　　〇〇株式会社

〇〇の〇〇協力　　　〇〇株式会社

２　前項に規定する分担協力の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本協力の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担協力の進捗を図り、協力協定の内容の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員は、その分担協力を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本協力を行うにつき発生した共通の経費等については、分担協力額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担協力に関し、都市機構及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（協力途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当共同企業体が本協力を完了する日までは脱退することができない。

（協力途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが協力途中において破産等又は解散した場合においては、都市機構の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担協力を完了するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び都市機構の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同して連帯して破産又は解散した構成員の分担内容を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第14条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第18条　当共同企業体が解散した後においても、当該協力につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自で１通を保有するものとする。

令和２年　月　　日

〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇　　　　印

〇〇株式会社　代表取締役　〇〇　〇〇　　　　印

競争参加資格審査申請書

別添２

　貴本部で行われる大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

　なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録を受けている事業

（会社名）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 | 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 |
|  |  |  |  |  |  |

登録を受けている事業

（会社名）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 | 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 |
|  |  |  |  |  |  |

登録を受けている事業

（会社名）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 | 登録事業名 | 登録番号 | 登録年月日 |
|  |  |  |  |  |  |

令和２年12月〇日

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

本部長　斎　藤　　健　治　殿

共同企業体名

（代表者）　住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

担当者氏名

電　　　　話

Ｆ　 Ａ 　Ｘ

（構成員）　住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（構成員）　住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 令和　　年　　月　　日

別添３

**大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者**

**秘密保持に関する確認書**

独立行政法人都市再生機構福島震災復興支援本部

　本部長　斎藤　健治　殿

住　所

法人名（共同企業体名）

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　実　印

　当社は、「大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者の募集」の競争に参加するために必要となる自らの調査・検討（以下「本件検討」という。）を行うことを目的として、貴機構から「大熊町大野駅西地区産業交流施設等整備事業検討協力者の募集」により開示される情報について、以下の条項に従い取り扱うことを確認します。

１　当社は、本件検討に関し貴機構から開示される図面、データその他の情報及び資料（以下「秘密情報」という。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。

２　当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に使用しません。また、本確認書の存在及び内容並びに本件検討に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても機密情報として取り扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。

３　当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合については、この限りではありません。

（１）司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続き、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合

（２）本件検討のために必要な当社、当社の関連会社又は本件に係る共同企業体等の役員及び従業員に秘密情報を開示する場合

４　次に記載する情報については、本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。

（１）貴機構より開示された時点で、既に公知の情報

（２）貴機構より開示された時点で、既に当社が所有していた情報

（３）貴機構より開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報

（４）貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報

５　当社は本件検討が終了した場合又は本件検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し、又は破棄するものとします。

６　当社が、本格印書に違反した結果、貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。

７　当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

８　本確認書の有効期限は、提出日より１年間とします。

以　上

※本確認書を提出の際は、以下の書類を添付すること。

　□　印鑑証明書（３か月以内のものに限る。）